



総務省

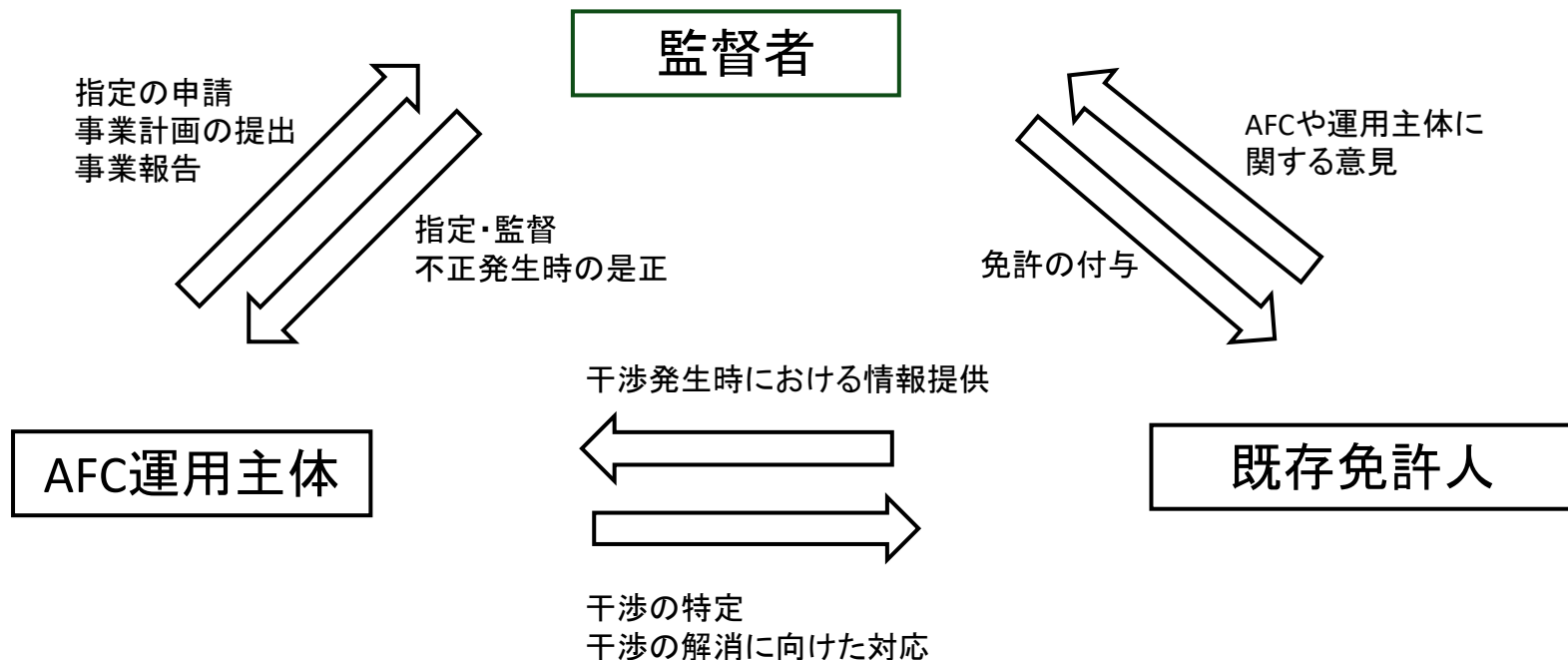
Ad-hoc 6-3

AFC運用に関する検討課題案

2025年10月

総合通信基盤局 電波部
基幹・衛星移動通信課 基幹通信室

- AFCについては、その適切かつ継続的な運用を確保することとともに、導入・運用・干渉発生時といった各段階において既存システム側に不都合を生じさせないことが求められることから、運用主体、監督者及び既存免許人の三者が、相互に連携しつつ、それぞれの役割を果たす体制の構築が必要。
- このため、「基本的な考え方」を踏まえつつ、主に、「運用主体としての適格性」「運用主体の監督体制のあり方」「干渉が発生した際の対応のあり方」の三つの観点から、運用主体のあり方等について、更なる検討を進める。



運用主体としての適格性

- 運用主体の要件
(公平・中立性、持続性など)
- 運用調整に係る情報管理のあり方



＜議論のポイント＞

- ✓ AFCシステムの運用業務の実施に当たって、運用主体には、既存無線システムに干渉が発生した場合にも公平・中立性をもって着実に対応し、また、収益状況によって即座に運用業務から撤退することがないよう持続可能な運用体制が求められるが、それをどのように担保するのか。また、その他必要な要件はなにか。
- ✓ AFCシステムの運用に当たって、国から提供された無線局情報等について適切に管理されるよう、どのような要件を運用主体に課すべきか。

「基本的な考え方」

＜公平・中立性＞

- ・ 既存無線システム側との必要な情報共有や円滑な調整、情報を管理する能力などを保持し信用が担保されている必要がある
- ・ 既存システムへの影響に配慮し、仮に干渉が発生した場合でも公平性・客観性をもって着実に対応すること

＜持続性＞

- ・ 収益状況によって即座に撤退することがないこと
- ・ 持続可能な運用体制（システム管理、問い合わせ窓口含む）を構築できること

＜情報管理＞

- ・ 国（総務省）が管理する情報を適切に取り扱うこと



- ★運用主体は一定の公益性を保持する機関や団体とすること、または関与させることが有効な方法
- ★将来的に米国と同様の認証制度を構築した場合には、民間企業に一定の公益生を担保することで我が国においても運用主体としての権限を付与することは可能

追加で議論が必要な検討課題

- **運用主体に求められる能力とその審査基準はどのようなものか**
 - ・ 客観的に公平・中立性が確保されているといえる基準が必要（ひいては既存システム側からの理解にもつながる）
- **既存システム側も含めた連携体制を構築すべきではないか**
(米国では既存免許人からの意見が取り入れられないという報告あり)
- **持続可能な運用体制をどう担保させるか**
 - ・ 運用主体を募集し、事業計画を提案させ審査
 - ・ 事業計画の着実かつ継続的な実施のため国はどのような監督・協力をすべきか
 - ・ 運用主体の任期を設けるか（米国：5年、カナダ：なし）
- **国から提供された無線局情報等について適切に管理できるか**
 - ・ 不正アクセスなどにより情報が漏洩しないような対策が必要
 - ・ 情報セキュリティ体制の構築・強化
(北米はULS (Universal Licensing System) により無線局データが公開されている)

運用主体の監督体制のあり方

- 運用主体の監督者の属性
- 監督の方法・頻度
- 運用主体の不祥事等の対応

＜議論のポイント＞

- ✓ 既存無線システムへの有害な干渉が発生しないよう、AFCシステムが適正に運用されているか監督を行うべきであるところ、監督者に求められる属性はなにか。
- ✓ 監督に当たって、求められる方法はなにか。（監査方法や監査の頻度など）
- ✓ 運用主体に情報漏洩等の不祥事等が確認された際、どのような対処が求められるか。

「基本的な考え方」

＜監督者の属性＞

- 国（総務省）が主体的に行うべき（米国:FCC、カナダ:ISED）
- 国（総務省）においては、AFCに係る監督体制の構築を図るべき

＜監督の方法・頻度＞

- AFCシステムが適正に運用されているのか定期的な報告を求め、監督を行うべき
- 運用主体が適切に機能しているのかを確認するため、監査も実施すべき

＜不祥事等の対応＞

追加で議論が必要な検討課題

■ ー

（確実な監督や既存免許人からの理解の観点から、監督者は国とする前提で問題ないものと思料）

■ AFCシステムの適正は誰がどのように判断するのか

（米国では、FCCが書類審査の後、機能要件のラボテスト及びパブリックトライアルを実施し、問題なければ認証）

■ どの程度ガバナンスをきかせるべきか

- 監査方法（書面提出を求める／立入検査？）
- 監査頻度（毎年／5年毎？）

（北米では認証後の監査は行われていない。米国では任期を5年として、その期間の実績を踏まえ任期更新）

■ 不祥事等が確認された際の対処

- 秘密保持義務等について、電波法における電波有効利用促進センターと同様の対応で問題ないか
 - …秘密保持義務等を課すとともに、職務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金（電波法第47条の3、第102条の17第5項及び第109条の3）

干渉対応のあり方

- ・ 干渉対応のフロー
- ・ 既存免許人の負担軽減
- ・ 補償のあり方

<議論のポイント>

- ✓ どのように干渉源を特定するのか。
- ✓ 有害な干渉が発生した際に、どのようなフローで対処・改善を行うべきか。
(例えば干渉が発生した当該周波数帯は、一時的にでも一律にSPモード無線LANを使用不可にすべきか。)
- ✓ 干渉源の特定や解消に当たって、既存無線システムの免許人の過度な負担とならないよう、どのような手続きとすべきか。
- ✓ 干渉原因の特定の結果、AFCシステム自体に瑕疵があった場合、既存無線システムに対してどのように補償を行うか、また、AFCシステム運用主体がどのように責任を負うべきか。

「基本的な考え方」

追加で議論が必要な検討課題

<干渉源の特定>

- ・ 既存免許人が干渉発生を通報

<干渉対応フロー>

- ・ 有害な干渉が発生した場合、速やかに対策を講じる必要がある
- ・ AFCは、既存無線システムを保護するためのものであり、AFC由来の有害な干渉が発生した場合には、対象エリアにおいて関係する周波数の利用を制限

<負担軽減>

- ・ —

<補償のあり方>

- ・ —

■ どのように干渉源を特定するのか

- ・ 無線LANからの干渉なのか特定できない
- ・ リアルタイムで干渉判定は難しい

■ どのようなフローで対処・改善を行うべきか

- ・ AFCではAPの電波発射まで止められない
- ・ 干渉の原因調査中に当該周波数を使用不可にするか
- ・ 既存免許人の理解が得られるフローが必要

■ 既存免許人の過度な負担とならないようにすべき

- ・ 干渉の特定に必要な最低限の情報として何を求めるか

■ AFCシステム自体に瑕疵があった場合、補償すべきか

- ・ AFCの機能要件は、既存免許人との合意のもと策定しているので、干渉があったとしても、運用主体に一義的な責任があるとはいえない
- ・ 再発防止に向け、システム改修等の対応を進める